

陳情第71号	受理年月日	令和7年12月2日		
付託委員会	保健福祉子ども委員会			
件名	化学物質過敏症を障害者総合支援法の対象疾病名にするよう国に意見書を提出することについて			
要旨				
<p>環境中の微少な化学物質により中毒症状を引き起こす難病、化学物質過敏症は、その障害の程度によっては、障害年金の給付の対象となる。現在、市内にも、この疾病で数名の患者が年金を受給しており、増え続ける患者数に伴い、来年以降、新たに数名の患者が申請を控えている。</p> <p>しかし、本疾病の認知度の低さや、病態についての知識のなさから、生活のあらゆる場面において、空気環境への理解と配慮が得られないため、学校や職場に行くことができず、公共交通機関の利用や、あらゆる公共の場での行動が制限される。全くもって、社会の作り出した障壁により、人間らしく生きていくことが困難である。これで、基本的人権が守られていると言えるだろうか。障害者の権利に関する条約には、「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的または、感覚的な障害を有するものであって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。」とある。まさに今、化学物質過敏症患者は、この権利を侵害されている状態と言えるのではないだろうか。</p> <p>本疾病は、いまだ難病指定されておらず、また、身体の障害であるにもかかわらず、手帳の交付対象とはなっていない。このような状況下で、患者が社会に参加し、生き生きと暮らしていくには、空気環境への合理的配慮なくしては不可能である。ぜひ、患者の苦悩を御市から国に伝え、障害者総合支援法の対象疾病名とする旨の要望を提出くださるよう、切に願う。</p>				